

正しい交通ルールを守ろう



スリップ事故に注意

梅雨期は交通事故の多発期

今年も、うっとおしい梅雨時期に入りました。雨の日は視界が悪いうえ、路面もすべりやすく、悪条件が重なりスリップ事故などが発生しやすくなります。

車を運転される方は、十分注意してください。悲惨な交通事故をおこしては、もう遅すぎます。また、歩行者や自転車利用者の方も、正しい交通ルールを守って、みんなで交通事故を避けましょう。

運転者のみなさんへ…

- 安全な速度を必ず守ること。
- カーブの手前ではスピードを落とすこと。
- 交差点では必ず安全を確かめること。
- 老人や子どもの動きには特に注意すること。

歩行者のみなさんへ…

- 道路を横断するときは、一度とまって安全を確かめること。
- 近くに横断歩道や歩道橋があれば利用すること。
- 自転車利用者のみなさんへ…
○ 自転車の交通ルールを守り、二人乗り、傘さし、夜間の無灯火など危険な乗り方はやめること。
○ ブレーキ、ライト、反射材などの故障した自転車は危険ですから点検整備して乗りましょう。

社会を明るくする運動

防ごう非行 助けよう 立ち直り

今や少年非行は戦後第三の、しかも最大のピークを迎えています。例えば、昨年一年間に殺人・暴行・詐欺・窃盗などの罪を犯した主要刑法犯少年は、二十四万二千七百二十九人を数え、これまでの最高だった昭和三十九年の十九万五千二百六十九人をはるかに上回っています。つまり、一日当たり六百六十五人の少年が、主要刑法犯で検挙されているのです。また、最近の少年非行の特徴として、低年齢層の少年による非行の増加や非行が、ごく普通の家庭の少年にまで広がっていることも見過ごせません。

七月は「社会を明るくする運動」の月間です。次代を担う少年を非行から守り、更生の手助けをするには、家庭・学校・職場はもとより、地域住民一人ひとりが協力し取り組まなければならない大切な問題です。



みんなの力で暴力追放県民運動をすすめて



◇毎月20日は「暴力追放の日」です
山口県暴力追放県民会議長門支部

所得税第一期分の納税は七月三十一日まで

所得税第一期分の納税は七月三十一日までです。

第一期分として納税する予定納税額は、前年分の所得税額(予定納税基準額)の三分の一で、六月中旬に税務署から通知されています。

しかし、前年分の所得の中に、譲渡所得や一時所得などの臨時的な所得が含まれているときは、これらの所得はなかったものとして予定納税基準額を計算します。また、予定納税基準額が十万円より少ない人には、予定納税額は通知されません。

〔予定納税額の減額の申請は〕
次のような事情のため六月三十日現在で見積った「本年分の所得税の額」が、通知された「予定納税基準額」より少ないと見込まれるときは、七月十五日までに予定納税額の減額を申請できます。

- ① 休廃業や転失業した場合
- ② 風水害、火災などの災害によって、財産に損害を受け、所得が減少したり、雑損控除が受けられると見込まれるとき
- ③ 多額の医療費を支払ったため、医療費控除が受けられるとき
- ④ 結婚や出産によって、扶養親族が増えたときなど

※ 納税等について、詳しいことは長門税務署におたずねください。

☎ 2441